

巨大な沢地で洪水の危険

住宅の近くに搬入道路

日本共産党

# 産廃処分場建設計画の撤回を求める

茨城県が日立市諏訪町の「太平田鉱山跡地」を新産業廃棄物最終処分場の候補地に選びました。山側道路の森林を切り開いて、処分場のための搬入道路も整備する計画です。

保育園や小・中学校が立地し、子どもたちの水遊び場にもなる鮎川が流れる地域。沢地への整備で洪水の懸念もあります。生活も自然も壊す処分場は日立市に必要ありません。

日本共産党は計画当初から一貫して反対し、議会内外で撤回を求める運動と力を合わせてきました。引き続き処分場計画の白紙撤回へ全力をつくします。

## 市長あて反対署名1万6千筆超 市議会は受け入れ決議を可決

2021年6月、計画撤回を求める署名が1万5千筆を超える中、市議会は処分場の受け入れを容認する決議を賛成多数（賛成21、反対5）で可決。日本共産党は反対しました。

処分場受入れ決議への各会派の態度

共公ク民ク日未ひ  
産明ブ主立市た  
X○○○△

X=反対 O=賛成 △=一部賛成



処分場受入れ決議を可決した本会議=21年6月、日立市議会

## 小学校の登下校や保育環境の悪化許さない

県は山側道路（中丸団地東側付近）からの搬入道路を整備する方針ですが、大久保小・中学校の生徒の登下校や散歩コースともなっている地域で安全への不安の声が広がっています。

また、処分場本体の工事では梅林通りや県道37号を工事車両が通行する計画です。

党市議団は3月議会で、小・中学生の登下校や保育環境を侵害させはならないと厳しく批判。危険性を指摘するとともに、処分場整備の撤回を強く求めました。

## 自治体には税金を使って 処分場をつくる義務はありません

廃棄物処理法は産廃の処理責任を「産廃を排出する企業・事業者」と定めていて、自治体に税金を使って処分場をつくる義務はありません。

廃棄物処理法（廃掃法）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。



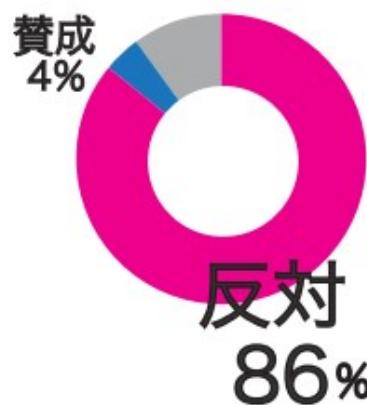
## 千葉たつお

プロフィール●1982年生まれ●信州大学理学部物理学科卒●日立市議会議員1期●ソフトウェア関連会社でシステムエンジニアとしてソフトウェア開発に従事●住所/日立市森山町

## 党市議団アンケートに「反対」が9割

党市議団は日立市への受け入れが明らかになった直後に市民アンケートを実施。「反対」と回答した住民が約9割にのぼりました。アンケートは諏訪町全域と、隣接する西成沢町、鮎川町の一部地域を対象に実施。401世帯分の回答が寄せられました。

産廃処分場の整備について、86%にあたる340世帯が「反対」と回答し、「賛成」の17世帯を大きく上回りました。「近くに保育園もあり、狭い道路にトラックが行き交うのは不安」、「排ガスや環境汚染、騒音が心配」など多くの不安が寄せられています。



市議団アンケートの結果を公表する（左から）  
小林、千葉両議員=20年10月、日立市役所

## 「日立市環境都市宣言」に ふさわしい廃棄物行政を

「持続可能な社会」をうたう環境都市宣言。そうであるなら、廃棄物の再利用、リサイクル処理を増やすこそ必要です。市は“燃やして埋める”ことを後押しする産廃処分場の受け入れではなく、ごみの減量化に率先して取り組むべきです。環境都市宣言にふさわしい廃棄物行政を求めます。